

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年4月13日

【事業年度】 第26期(自平成17年3月1日至平成18年2月28日)

【会社名】 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア

【英訳名】 CVS Bay Area Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 泉 澤 豊

【本店の所在の場所】 千葉県浦安市入船一丁目5番2号

【電話番号】 047 - 381 - 6166(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 谷 英 次

【最寄りの連絡場所】 千葉県浦安市入船一丁目5番2号

【電話番号】 047 - 381 - 6166(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 谷 英 次

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年5月30日に提出した第26期（自平成17年3月1日至平成18年2月28日）の有価証券報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(5) 会計監査の状況及び監査報酬の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 【コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況】

(訂正前)

当社は、経営に関する重要な審議・意思決定をする機関として取締役会を原則月1回開催し、現状報告を行ない事業の状況把握と情報の共有化を図っております。取締役会には取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)、各部門の責任者が毎回出席し、適正かつ公平な観点で取締役会を実施しております。社外取締役、社外監査役も自由闊達な意見が言えるように、当社役員との人的な関係の無いものを任命しております。

当社の内部統制といたしましては、内部監査室(1名)を設置し監査役との協力関係の下、内部監査を実施しております。代表取締役社長の指揮・統制の際には、その適法性や様々なリスクを勘案し、法務については顧問弁護士からの適正な助言・指導等を受け、会計監査については、あずさ監査法人との監査契約に基づいて会計監査を受けております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、経営全般に関する意見陳述を行ない取締役の業務執行に対して適法性を監査しております。

そのほか、以前より取締役会の改革に取り組んでおり、迅速な意思決定ができるように取締役は6名(うち社外取締役1名)の少数としております。

(訂正後)

当社は、経営に関する重要な審議・意思決定をする機関として取締役会を原則月1回開催し、現状報告を行ない事業の状況把握と情報の共有化を図っております。取締役会には取締役6名(うち社外取締役1名)、監査役3名(うち社外監査役2名)、各部門の責任者が毎回出席し、適正かつ公平な観点で取締役会を実施しております。社外取締役、社外監査役も自由闊達な意見が言えるように、当社役員との人的な関係の無いものを任命しております。

当社の内部統制といたしましては、内部監査室(1名)を設置し年間の内部監査計画に基づいて監査役、会計監査人との相互連携をとりながら内部監査を実施しております。内部監査を通じて公正かつ客観的な評価を行なうことで、各部門の業務改善と社内におけるコンプライアンスの徹底を図っております。代表取締役社長の指揮・統制の際には、その適法性や様々なリスクを勘案し、法務については顧問弁護士からの適正な助言・指導等を受け、会計監査については、あずさ監査法人との監査契約に基づいて会計監査を受けております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、経営全般に関する意見陳述を行ない取締役の業務執行に対して適法性を監査しております。

そのほか、以前より取締役会の改革に取り組んでおり、迅速な意思決定ができるように取締役は6名(うち社外取締役1名)の少数としております。

(5) 【会計監査の状況及び監査報酬の内容】

(訂正前)

当社の会計監査を執行した公認会計士は小田哲生氏、金井克夫氏、浅岡伸生氏であり、あずさ監査法人に所属しております。なお当社会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補6であります。

公認会計士及び監査法人と当社の間には特別な利害関係はなく、当社と監査法人との間で監査契約を締結しており、当社は会計監査を受けております。

また、あずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の内容は13,000千円であり、その他の報酬の内容は、財務に関する調査、相談等に対する報酬2,000千円であります。

(訂正後)

当社の会計監査を執行した公認会計士は小田哲生氏(継続監査年数8年)、金井克夫氏、浅岡伸生氏であり、あずさ監査法人に所属しております。なお当社会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補6名であります。

公認会計士及び監査法人と当社の間には特別な利害関係はなく、当社と監査法人との間で監査契約を締結しており、当社は会計監査を受けております。

また、あずさ監査法人への公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の内容は13,000千円であり、その他の報酬の内容は、財務に関する調査、相談等に対する報酬2,000千円であります。